



国保にコロナ感染等による 事業主への傷病手当制度の創設実現

和歌山県和歌山市

和歌山民主商工会では毎年和歌山市の国保制度改善を求めて交渉を行って来ました。

「高すぎる国民健康保険料」は今や全国の問題ですが、以前の和歌山市は毎年のように値上げが行われ、全国でもトップレベルの高額な保険料でした。

毎年国保課と懇談・交渉

民商は2004年(平成16)から交渉を開始しました。

当時の国保課長いわく「高すぎるということを認識、気付かされました」と述べ、そして2010年(平成20)の後期高齢者医療制度の支援金分が追加されたための値上げを最後に、その後は値上げせず、逆に二度の値下げを実現して来ました。

確定申告の相談において、所得が低くても高額となる消費税の納税額



井上彪会長が要請書を手渡す 5月19日

と国保料については、会員の業者さんたちにとってどちらも深刻な問題です。

そして現在では新型コロナウイルス感染症の猛威に多くの業者が苦しめられています。

事業主にも傷病手当を

傷病手当の要請行動のきっかけは、建設業の会員からコロナウイルスに感染し、入院している病室からの相談でした。

それは、自治体への自営業者に対する保障や救済策を求める内容でした。しかしそのような制度は何もなく、しかも国保にはそもそも傷病手当(休業補償)がないという現実がありました。

昨年、国は従業員など給与所得の国保加入者に傷病手当を実施しましたが事業主(所得者)は対象から外されたままだったのです。

すぐに和歌山市社会保障推進協議会に問題提起を行いました。

それは生活保障だけの観点ではなく、コロナ収束の過程で絶対に必要な無症状感染者を見つけ出す作業において、補償が無ければ仕事を休めない商売人の置かれている実態です。つまり傷病手当が無ければ自分はおろか家族をも窮迫させるという事で、実際にPCR検査を受けたくないとの会話も耳にしている事も取り上げ

ました。

共同で要請書を提出

市の社保協と共同で要請書を和歌山民商の井上彪(たけし)会長が代表で提出、業者の置かれている状況も説明しました。

後日送付された回答書には「安心して休める環境が必要」として6月議会に事業主のコロナ感染に対する傷病手当が支給できるよう提案するとありました。

その結果、対象となる期間は4日目以降で業務に就くことを予定した日まで。支給額は4千円×支給日数です。適用期間は9月末日までとなりました。

国は今なお「事業主は財政支援の対象外」との姿勢は崩していません。各自自治体が「被保険者の公平性」を認め、要請に応え自治体の財政から出しています。

諦めず声をあげ、自治体要請や懇談を重ねてきたことが実ったものです。

和歌山民主商工会

事務局長 寺岡則行さん